

ハイライト:

- ・平成19年4月1日より離婚時の年金分割制度が開始されます
- ・平成19年自民党税制改正大綱が発表されました!

2006年12月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
年金分割に関して	1
平成19年度 自民党税制大綱	2

ご挨拶

毎年12月の声を聞くと、1年があっという間に過ぎ去ってしまったような気分になります。今年も残すところわずかとなりましたが、皆様にとってよき1年であったでしょうか。今号では、今トピックな年金分割の話題及びパート勤務者の社会保険加入と年収との関係について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦 (東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(さいたま事務所)



年金分割に関して

平成19年4月1日から、離婚した夫婦間の合意に基づく年金分割制度(以下「合意分割」といいます)が始まります。また、平成20年4月1日からは、(注)3号期間についての年金分割が始まります(以下「3号分割」といいます)。この影響によるものか、現在の離婚率は一時より下がっていると巷では言われています。夫婦仲良好なカップルには関係ない話題ですが、新制度ということで、以下ご説明して参ります。

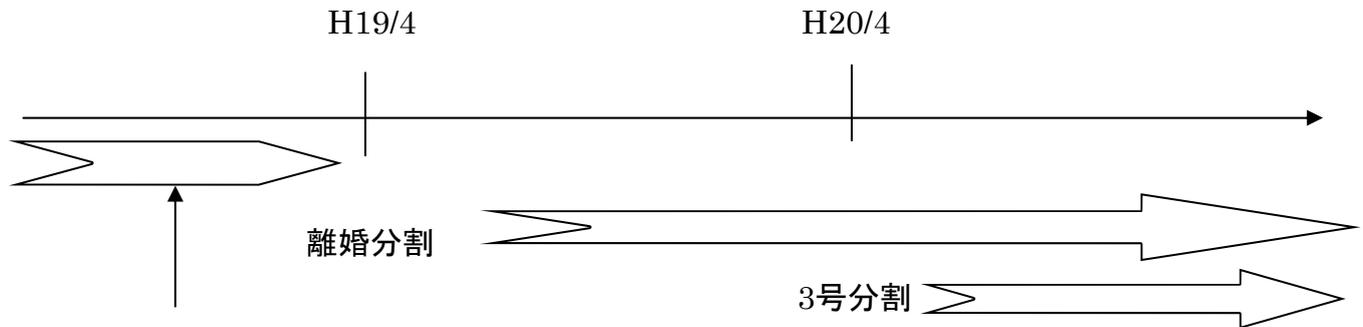
新しく制定されたつの制度の違いを以下の表でまとめてみました。(夫:会社員、妻:専業主婦を想定)

	離婚分割	(注)3号分割
施行日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
対象期間	平成19年4月以後に離婚等をしたときの婚姻期間(H19/4前の婚姻期間を含む)	平成20年4月1日以後の妻が第3号被保険者であった期間
合意	按分割合についての合意が必要。合意が調わないときには裁判手続きによって按分割合を決め、分割される。	不要。妻からの一方的な請求のみで分割される。
分割割合	対象期間の2人の標準報酬の合計の2分の1を上限として決定される	平成20年4月1日以後の夫の標準報酬の2分の1を強制的に分割
請求期限	原則として離婚後2年以内	請求の期限なし
2つの制度の関係		平成20年4月以後の離婚分割は、まず3号分割を行った上で、離婚分割を行う。

注)3号:会社員である夫に扶養されている配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。自分や夫が国民年金保険料を別途納める必要はありません。

誤解が多いのは、この制度が施行された後は、強制的に夫の年金全てに対する半分が妻の手元に渡ると思われている点です。表をご覧くださいいただければおわかりのように、3号分割の場合、平成20年4月1日以後の婚姻期間に対応する年金については、強制的に半分は妻の手元に渡りますが、それ以前の婚姻期間分については、従前と同様に裁判手続等での合意が必要になります。従って、その合意如何によっては、妻の取り分がかなり少ないこともありうる訳です。

ちなみにこの厚生年金の分割にかかる税務上の取扱ですが、贈与による取得財産ではないと考えられるため妻に贈与税は課税されません。



H19/3までは年金分割の制度はありませんので、妻の内助の功は慰謝料という形でしか受け取ることができません。

H19/4からは、お互いの合意の元で、夫の年金の一部が妻に移転することになりますので、直接妻が年金として受け取ることになります。

H20/4からは、H20/4以降の婚姻期間について夫の年金の約半分が強制的に妻に移転し、それ以前の婚姻期間については離婚分割制度が適用され、両者合意による分割となります。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



平成19年度自民党税制大綱

平成19年度自民党税制大綱が18年12月14日に決定されました。この中で注目すべき事項は以下の通りです。

☆上場株式等の配当、譲渡所得に係る軽減税率の適用期限の延長

上場株式等の配当に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例の適用期限が1年延長されます。

☆特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除及び居住用の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が3年延長されます。

☆住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設

住宅の取得をして平成19年又は20年に居住用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例が創設されます。これは住宅借入金等を有する場合の特別控除との選択適用となります。

次号で詳細について解説する予定です。

なお定率減税はH18年度で半分、H19年度で全廃となりますのでご注意ください(結果として従来より増税となります)。

なお年明けに出される要綱発表時には若干変更となる可能性もありますのでご注意ください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp